附属資料

附属資料

1. 横須賀市児童福祉審議会条例

（設置）

第1条　児童福祉法（昭和22年法律第164号）第8条第3項及び児童福祉法施行令（昭和23年政令第74号）第45条の3第4項の規定に基づく児童福祉に関する審議会、就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律（平成18年法律第77号）第25条の規定に基づく幼保連携型認定こども園に関する審議会並びに子ども・子育て支援法（平成24年法律第65号）第77条第1項の規定に基づく子ども・子育て支援に関する審議会としての調査審議等を行うため、本市に地方自治法（昭和22年法律第67号）第138条の4第3項の規定による附属機関として、横須賀市児童福祉審議会（以下「審議会」という。）を設置する。

（組織）

第2条　審議会は、委員25人以内をもって組織する。

2　委員は、市民、学識経験者及び関係団体の代表者のうちから、市長が委嘱する。

3　委員の任期は、3年とする。ただし、補欠委員の任期は、前任者の残任期間とする。

（臨時委員）

第3条　審議会に、特別の事項を調査させるため必要があるときは、臨時委員若干人を置くことができる。

2　臨時委員は、市長が委嘱する。

3　臨時委員の任期は、第1項に係る事案の調査期間とする。

（委員長等）

第4条　審議会に、委員長及び副委員長を置き、委員が互選する。

2　委員長は、会務を総理し、会議の議長となる。

3　副委員長は、委員長を補佐し、委員長に事故があるときは、その職務を代理する。

（会議）

第5条　審議会の会議は、委員長が招集する。

2　委員長は、委員の4分の1以上が審議すべき事項を示して招集を請求したときは、会議を招集しなければならない。

3　審議会は、委員及び臨時委員の半数以上の出席がなければ、会議を開くことができない。

4　会議の議事は、出席した委員及び臨時委員の過半数で決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

（委員以外の者の出席）

第6条　審議会において必要があるときは、関係者の出席を求め、その意見又は説明を聴くことができる。

（専門分科会）

第7条　審議会に、専門的な事項を検討するため、次の各号に掲げる専門分科会を置く。

(1)　措置分科会

(2)　子ども育成分科会

(3)　子ども人権審査分科会

(4)　児童虐待検証分科会

(5)　事件・事故検証分科会

(6)　子ども・子育て分科会

2　専門分科会の委員は、委員長が指名する委員及び臨時委員をもって充てる。

3　審議会は、専門分科会の決議(重要又は異例な事項を除く。)をもって審議会の決議とする。

（専門分科会会長等）

第8条　専門分科会に専門分科会会長及び副専門分科会会長を置く。

2　専門分科会会長は、専門分科会の委員の互選により選出し、副専門分科会会長は、専門分科会会長が指名する専門分科会の委員をもって充てる。

3　専門分科会会長は、専門分科会において検討した事項を審議会に報告しなければならない。

4　第4条第2項及び第3項、第5条並びに第6条の規定は、専門分科会会長の職務及び専門分科会の会議について準用する。

（その他）

第9条　この条例に定めるもののほか、審議会の運営に関し必要な事項は、審議会の同意を得て委員長が定める。

2. 横須賀市児童福祉審議会の会議の傍聴に関する実施要領

（総則）

第１条　この要領は、「審議会等の設置及び運営に関する要綱」に定めるもののほか、横須賀市児童福祉審議会（専門分科会を含む。以下「審議会」という。）の会議の傍聴に関し必要な事項を定めるものとする。

（会議の公開）

第２条　審議会は、措置分科会、子ども人権審査分科会、児童虐待検証分科会及び事件・事故検証分科会を除き、原則として公開とする。ただし、審議会の検討内容等の都合若しくは緊急を要する案件を調査検討するため審議会開催の周知が図れない場合は、委員長若しくは各専門分科会会長（以下「委員長等」という。）の判断によりこれを非公開とすることができる。

（傍聴人の定員）

第３条　会議の傍聴者の定員は、原則として10人とする。

２　傍聴を希望する者が前項の定員を超えた場合は、抽選で傍聴者を決定する。

（傍聴章）

第４条　抽選により選出された傍聴者は、傍聴章（別記様式）の交付を受け、これを常時見えるところに着用しなければならない。

２　抽選により選出された傍聴者は、傍聴を終え退場するときは、前項の傍聴章を返却するものとする。

（傍聴者の遵守事項）

第５条　傍聴者は、次の事項を守らなければならない。

（1）審議会委員の発言に対し、拍手その他の方法により賛否を表明しないこと。

（2）話をし、又は笑って騒ぎ立てないこと。

（3）鉢巻き、腕章の類をする等の示威的行為をしないこと。

（4）帽子、コート、マフラーの類を着用しないこと。ただし、病気その他の理由により委員長等の許可を得たときは、この限りでない。

（5）委員長等が認めた場合以外の飲食はしないこと。

（6）写真、ビデオ等を撮影し、又は録音をしないこと。

（7）コンピュータは会議の妨げとならないよう使用すること。

（8）むやみに席を離れないこと。

（9）前各号に定めるもののほか、会議の秩序を乱し、又は会議の妨げになるような行為をしないこと。

（違反者に対する措置）

第６条　傍聴者が前条の規定に違反したときは、委員長等はこれを制止し、その命令に従わないときは、これを退場させることができる。

別記様式（第４条第１項関係）

No. 横須賀市児童福祉審議会
傍　　聴　　章
（お帰りの際は事務局へお返しください。）

3. 横須賀市児童福祉審議会子ども・子育て分科会委員名簿

（50音順、敬称略）

委員名	団体・組織等
芦澤　雄一	横須賀市青少年育成推進員連絡協議会会長
阿部　優子	横須賀市小学校校長会
岩崎　壽治	横須賀市子ども会指導者協議会会長
岩波　啓之	横須賀市私立幼稚園協会
後藤　直美	利用者公募
○　新保　幸男	神奈川県立保健福祉大学 保健福祉学部社会福祉学科教授
醍醐　一朗	横須賀市中学校校長会
田中　清美	利用者公募
南條　不二子 （第２回まで） 檜山　直春 （第３回から）	横須賀市民生委員・主任児童委員
新平　鎮博	独立行政法人国立特別支援教育総合研究所 企画部上席総括研究員
藤沼　直美	利用者公募
宮田　丈乃	横須賀市保育会会長
◎　室谷　千英	社会福祉法人日本医療伝道会理事長
渡邉　弘樹	横須賀市学童保育連絡協議会

◎は分科会長、○は副分科会長

4. 横須賀子ども未来プラン策定経過

年　月　日	策　定　経　過
平成 25 年 8 月 29 日	■ 市長が児童福祉審議会に（仮称）横須賀市子ども・子育て支援事業計画の策定を諮問。計画の検討を児童福祉審議会子ども・子育て分科会に付託
8 月 29 日	○ 第１回子ども・子育て分科会（11 時 10 分から 12 時 10 分） （議題）（１）会長の選出及び副会長の指名について （２）（仮称）横須賀市子ども・子育て支援事業計画（よこすか次世代育成プラン含む）の策定について
10 月 17 日	○ 第２回子ども・子育て分科会（10 時から 12 時） （議題）（１）アンケート調査について （２）横須賀市の子育てを取り巻く状況について （３）よこすか次世代育成プランについて
11 月６日	■横須賀市子ども・子育て支援事業計画策定に向けたアンケート調査（11 月６日から 11 月 29 日）
平成 26 年 1 月 30 日	○ 第３回子ども・子育て分科会（10 時から 12 時） （議題）（１）区域（教育・保育提供区域）の設定について （２）横須賀市子ども・子育て支援事業計画策定に向けたアンケート調査の集計について（概要） （３）次世代育成支援対策推進法に係る動向について
3 月 20 日	○ 第４回子ども・子育て分科会（10 時から 12 時） （議題）（１）区域（教育・保育提供区域）の設定について （２）横須賀市子ども・子育て支援事業計画策定に向けたアンケート調査結果報告書 （３）（仮称）横須賀市子ども・子育て支援事業計画について （報告）（１）保育の必要性の認定について （２）平成 26 年度こども育成部の組織について （３）平成 26 年度子ども・子育て分科会開催予定について

年　月　日	策　定　経　過
平成 26 年 5 月 15 日	○ 第５回子ども・子育て分科会（10 時から 12 時） （議題）（１）（仮称）横須賀市子ども・子育て支援事業計画について （２）教育・保育、放課後児童クラブに関する量の見込みについて
7月3日	○ 第６回子ども・子育て分科会（10 時から 12 時） （議題）（１）（仮称）横須賀市子ども・子育て支援事業計画について （２）量の見込みについて （報告）（１）平成 26 年度待機児童の状況について （２）子ども・子育て支援新制度に係る施設等の基準を定める条例骨子案等について （３）今後のスケジュールについて
8月 28 日	○ 第７回子ども・子育て分科会（10 時から 12 時） （議題）（１）（仮称）横須賀市子ども・子育て支援事業計画について （２）提供体制の確保方策について （３）計画の名称について
10 月2日	○ 第８回子ども・子育て分科会（10 時から 12 時） （議題）（１）（仮称）横須賀市子ども・子育て支援事業計画（素案）について （２）計画の名称について
11 月11 日	■（仮称）横須賀子ども未来プラン（素案）パブリック・コメント手続実施（11 月 11 日から 12 月2日）
平成 27 年 1月 27 日	○ 第９回子ども・子育て分科会（9 時から 11 時） （議題）（１）（仮称）横須賀子ども未来プラン（素案）パブリック・コメント手続結果について （２）（仮称）横須賀子ども未来プラン（案）について
1 月 27 日	■ 児童福祉審議会が市長に（仮称）横須賀市子ども・子育て支援事業計画（案）を答申
2月 12 日	■ 企画調整会議において、横須賀子ども未来プランを行政計画として位置付け

5. アンケート調査結果の概要

（1） 調査目的

子ども・子育て支援新制度の施行に必要なシステムの規模・仕様の確定及び子ども・子育て支援法第 61 条の規定による市町村子ども・子育て支援事業計画の策定に資する情報を収集することを目的とする。

（2） 調査対象

① 就学前児童

住民基本台帳から、市内在住の就学前児童を年齢別・地域別に 2,500 人を無作為抽出

② 就学児童

住民基本台帳から、市内在住の就学児童を年齢別・地域別に 2,500 人を無作為抽出

（3） 調査期間・方法

平成 25 年 11 月 6 日から平成 25 年 11 月 29 日までを調査期間とし、郵送配布・郵送回収により調査を実施した。

（4） 回収状況

① 就学前児童調査

調査票送付数	調査票回収数	調査票回収率	調査対象該当数※1	調査対象該当率※2
2,500	1,149	46.0%	18,259	13.7%

※1　平成 25 年 10 月 1 日時点の就学前児童の住民基本台帳人数
※2　調査対象該当率＝調査票送付数÷調査対象該当数

ア　年齢別回収状況

年齢	調査票送付数	調査票回収数	調査票回収率	調査対象該当数	調査対象該当率
0 歳	372	168	45.2%	2,717	13.7%
1 歳	397	190	47.9%	2,912	13.6%
2 歳	426	188	44.1%	3,107	13.7%
3 歳	424	190	44.8%	3,106	13.7%
4 歳	432	208	48.1%	3,152	13.7%
5 歳	449	193	43.0%	3,265	13.8%
全体	2,500	1,149	46.0%	18,259	13.7%

※　アンケート調査票の「お子さんの生年月」が無回答であったサンプルが存在するため、
　0 歳から 5 歳の調査票回収数の合計と、全体の調査票回収数は一致しない。

イ　行政センター別回収状況

区分	調査票送付数	調査票回収数	調査票回収率	調査対象該当数	調査対象該当率
本庁	348	146	42.0%	2,539	13.7%
追浜	189	82	43.4%	1,381	13.7%
田浦	94	43	45.7%	686	13.7%
逸見	44	24	54.5%	325	13.5%
衣笠	410	179	43.7%	2,995	13.7%
大津	266	126	47.4%	1,942	13.7%
浦賀	271	129	47.6%	1,981	13.7%
久里浜	377	175	46.4%	2,753	13.7%
北下浦	249	112	45.0%	1,819	13.7%
西	252	90	35.7%	1,838	13.7%
全体	2,500	1,149	46.0%	18,259	13.7%

※　アンケート調査票の「お住まいの地区」が無回答であったサンプルが存在するため、
　各行政センターの調査票回収数の合計と、全体の調査票回収数は一致しない。

② 就学児童調査

調査票送付数	調査票回収数	調査票回収率	調査対象該当数※1	調査対象該当率※2
2,500	1,059	42.4%	21,054	11.9%

※1　平成 25 年 10 月 1 日時点の就学児童の住民基本台帳人数
※2　調査対象該当率＝調査票送付数÷調査対象該当数

ア　学年別回収状況

学年	調査票送付数	調査票回収数	調査票回収率	調査対象該当数	調査対象該当率
1 年生	395	162	41.0%	3,324	11.9%
2 年生	397	155	39.0%	3,329	11.9%
3 年生	409	185	45.2%	3,449	11.9%
4 年生	414	194	46.9%	3,497	11.8%
5 年生	440	182	41.4%	3,713	11.9%
6 年生	445	172	38.7%	3,742	11.9%
全体	2,500	1,059	42.4%	21,054	11.9%

※　アンケート調査票の「お子さんの学年」が無回答であったサンプルが存在するため、
　　1 年生から 6 年生の調査票回収数の合計と、全体の調査票回収数は一致しない。

イ　行政センター別回収状況

区分	調査票送付数	調査票回収数	調査票回収率	調査対象該当数	調査対象該当率
本庁	363	147	40.5%	3,061	11.9%
追浜	163	69	42.3%	1,374	11.9%
田浦	100	45	45.0%	841	11.9%
逸見	53	22	41.5%	446	11.9%
衣笠	377	144	38.2%	3,179	11.9%
大津	243	109	44.9%	2,042	11.9%
浦賀	333	152	45.6%	2,801	11.9%
久里浜	363	141	38.8%	3,060	11.9%
北下浦	241	83	34.4%	2,030	11.9%
西	264	88	33.3%	2,220	11.9%
全体	2,500	1,059	42.4%	21,054	11.9%

※　アンケート調査票の「お住まいの地区」が無回答であったサンプルが存在するため、
　　各行政センターの調査票回収数の合計と、全体の調査票回収数は一致しない。

6. パブリック・コメント手続の結果概要

（1） 意見募集期間

平成26年11月11日（火）から平成26年12月２日（火）まで

（2） 意見の提出者数と意見件数

意見募集に対し、199人から448件の意見提出がありました。

① 提出方法別の意見提出者数

提出方法	人数
直接提出	７人
郵送	23人
ファクス	136人
Ｅ－mail	33人
合　　計	199人

② 素案への意見件数

項　　目		件数
第１章 プランの理念等	１．子ども・子育て支援法の制定趣旨	０
	２．プランの基本理念・目的	２
	３．プランの対象と期間	１
第２章 現状の分析	１．人口の推移	０
	２．少子化の現状	１
	３．子どもと青少年を取り巻く現状	２
	４．現在の事業の内容と利用状況	０
	５．プランで取り組むべき課題と課題解決に向けた方向性	２
第３章 プランの基本的な考え方	１．プランの考え方	０
	２．プランの方向性	０
	３．プランの目標	０

項　　目			件数
第４章 具体的な施策	１．施策体系図		0
	２．重点施策		1
	３．施策		
		大柱１　子育て支援の推進	56
		大柱２　安心して子どもを産み育てやすい環境づくり	0
		大柱３　子どもと青少年が心身ともに健やかに成長するための環境づくり	17
		大柱４　仕事と生活の調和	6
		大柱５　特に支援を必要とする子どもとその家庭への支援の充実	4
	４．子ども・子育て支援法に基づく特定事業		
		（１）教育・保育提供区域	1
		（２）幼児期の学校教育・保育	1
		（３）地域子ども・子育て支援事業	141
		（４）認定こども園の設置数や設置時期、認定こども園の普及に係る考え方	4
		（５）質の高い幼児期の学校教育・保育、地域の子育て支援の役割及びその推進方策	0
		（６）幼児期の学校教育・保育と小学校教育との円滑な接続（幼保小連携）の取り組みの推進	0
		（７）児童虐待対策及び社会的養護体制の充実	2
第５章 プランの達成状況の点検及び評価	１．プランの実施体制		3
	２．プランの進捗状況の把握		0
その他	（１）全体		1
	（２）学童クラブ	①全般	83
		②基準条例関係	101
	（３）その他		19
合　　計			448